

糸満市障害者等移動支援事業実施要綱

糸満市障害者移動支援事業実施要綱（平成１８年糸満市告示第６９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この告示は、屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第７７条第１項第８号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 障害者等 法第４条第１項に規定する障害者及び同条第２項に規定する障害児をいう。
- （２） 居住地特例 法第１９条第３項及び第４項、第５１条の５第２項、第５２条第２項又は第７６条第４項に規定する居住地をいう。
- （３） サービス 事業に係るサービスをいう。
- （４） 利用者 サービスを利用している障害者等をいう。
- （５） 利用決定障害者等 サービス利用の承認を受けた障害者、障害児又は障害児の保護者をいう。
- （６） サービス費 サービスに要した費用をいう。
- （７） 利用者負担額 利用者が負担するサービス費の１割に相当する金額をいう。
- （８） サービス給付費 サービス費から利用者負担額を控除した費用をいう。
- （９） 指定事業者 市長が指定した指定移動支援サービス事業者をいう。
- （１０） 指定事業所 指定事業者が設置する移動支援サービス事業所をいう。
- （１１） 基準省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）をいう。
- （１２） 職員 基準省令第５条に規定する従業者をいう。

２ 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（実施主体）

第３条 この事業の実施主体は、糸満市とする。

２ 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うと認めることができる指定障害福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）に実施させることができる。

（対象者）

第４条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （１） 市内に居住する障害者等であって、別表第１の要件を満たす者

(2) 本市において共同生活援助の決定を受け、市外の共同生活援助施設に入所又は入居している者で別表第1の要件を満たす者

(3) 前2号に該当しない者で市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業の対象とはならない。

(1) 法に定める同行援護の支給決定を受けた者

(2) 法に定める行動援護の支給決定を受けた者

(3) 法に定める重度訪問介護の支給決定を受けた者

(4) 糸満市外出支援サービス事業実施要綱（平成24年糸満市告示第23号）に定める糸満市外出支援サービス事業の決定を受けた者

(5) 市内の居住地特例の対象となる施設に入所又は入居している者で他市町村による障害福祉サービスの支給決定を受けている者

（事業の内容）

第5条 利用決定障害者等に対し、外出時における移動中の介護を個別的に支援する場合は、原則として利用者1人に対し職員1人による支援とし、対象となる外出は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

(2) 余暇活動その他社会参加のための外出

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則としてサービスの提供は行わないものとする。

(1) 通勤又は営利目的を伴う活動に係る外出

(2) 通年かつ長期にわたる外出

(3) 社会通念上本事業を利用することが適当でないと認められる外出

3 サービスの提供範囲は、原則として1日の利用時間内で終えるものに限る。

4 サービスの1か月あたりの利用上限は、別表第2に掲げるとおりとする。

（利用の申請）

第6条 サービスを利用しようとする障害者等又は障害児の保護者は、糸満市障害者等移動支援事業利用登録申請書（様式第1号。以下「利用申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、糸満市障害者等移動支援事業利用（承認・不承認）決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、利用決定障害者等を登録者名簿に登載するものとする。

（利用有効期間及び更新申請）

第8条 サービスの有効期間は次のとおりとする。

(1) 利用者が、法に定める障害支援区分の認定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支援区分認定期間の満了日までとする。

(2) 利用者が前号に該当せず法第22条に規定する介護給付費等の支給決定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支給決定の満了日までとする。

(3) 前2号に限らず利用者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第1項に規定する障害児通所支援の支給決定を受けている場合は、サービス利用の承認決定日から同支給決定の満了日までとする。

(4) 前3号に該当しない場合は、サービス利用の承認決定日から1年を超えない期間とする。

2 有効期間満了後も引き続き同サービスを利用しようとするときは、有効期間満了日の3か月前から同期間満了日までの間に第6条の規定による申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第9条 利用決定障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、糸満市障害者等移動支援事業利用（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 利用申請書の記載事項に変更があった場合

(2) 別表第1に規定する障害の状況に変更があった場合

(3) 介護者（利用決定障害者等が属する世帯の18歳以上の家族）の状況に変更があった場合

(4) サービスを利用する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに内容を審査し、サービス利用の変更又は廃止の可否を決定したときは、決定通知書により通知するとともに、登録者名簿に登載するものとする。

（利用承認決定の取消し）

第10条 市長は、利用決定障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができるものとする。

(1) 不正又は虚偽の申請により事業利用承認決定を受けた場合

(2) その他サービス利用が適当でないと認める場合

（サービスの利用等）

第11条 利用決定障害者等は、サービスを利用する場合は、決定通知書を指定事業者に提示するものとする。

2 指定事業者は、利用決定障害者等に対し、市長が承認した時間の範囲内でサービスを提供しなければならない。

（サービス費の算定）

第12条 サービス費は、身体介護を伴わない場合は別表第3に、身体介護を伴う場合は別表第4に掲げるとおり、サービスに要した時間に応じて算定する。

（利用者負担額及び実費の支払い）

第13条 利用決定障害者等は、サービスに係る利用料として前条に規定するサービス費の金額の1割を指定事業者に支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、利用者負担額とは別に当該実費を負担しなければならない。

（利用者負担額の減免）

第14条 市長は、利用決定障害者等及びその属する世帯が、生活保護法（昭和24

年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている場合、前条に規定する利用者負担額を減免することができる。

(サービス給付費の扶助)

第15条 市長は、利用決定障害者等に対し、サービス給付費を扶助するものとする。

2 市長は、利用者に支払うべきサービス給付費を、利用者に代わり指定事業者に支払うことができる。

3 指定事業者は、利用者に対してサービスを提供した翌月10日までに、当該月に係るサービス給付費を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求があった場合は内容を審査し、請求のあった翌月の末日までにサービス給付費を指定事業者に支払うものとする。

5 第2項の規定による支払が行われた場合は、利用者にサービス給付費が扶助されたものとみなす。

(サービス給付費の返還)

第16条 市長は、指定事業者が不正請求又は虚偽請求によって市長からサービス給付費を受けた場合は、指定事業者に対し、サービス給付費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 指定事業者は前項の求めを受けた場合、これに応じなければならない。

(サービスの実施体制)

第17条 指定事業者は、基準省令の例によりサービス利用定員を定め、利用定員に応じた職員を確保するものとする。この場合において、当該職員は、サービス提供に支障のない範囲で他の業務に従事することができるものとする。

2 指定事業者は、利用者に対して適切なサービスが提供できる職員の勤務体制を定め、適切な職務環境を整備するものとする。

3 指定事業者は、職員のサービス技術等の向上のために、その研修の機会を確保し、受講させるものとする。

4 指定事業者は、利用決定障害者等に対して、サービスの受入体制等を事前に説明するものとする。

5 指定事業者は、サービス提供及び職員の勤務状況に関する諸記録を整備し、当該諸記録をサービス提供の日から起算して5年間保管するものとする。

6 指定事業者は、サービス実施に係る経理と他の事業運営に係る経理とを分離し、当該経理に係る帳簿を実施年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(指定事業所)

第18条 サービスを実施する指定事業所は、サービスを提供するための必要な広さを有する区画が設けられるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えた事業所とする。

2 前項に規定する区画、設備及び備品は、指定障害福祉サービスの事業実施のために設置された事業所の区画、設備及び備品と共有することができる。

3 指定事業者は、第1項に規定する指定事業所を安定的に確保するものとする。

(指定事業者の遵守事項)

第19条 指定事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、必要な措置を講

ずるとともに、市長及び利用者の家族又は関係者に速やかに連絡を行うものとする。

2 指定事業者は、前項の事故に関し、指定事業者の責に帰する理由により利用者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

3 指定事業者及び職員は、利用者及びその世帯のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 指定事業者は、利用者へのサービス提供時に送迎を行う場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）等を遵守するものとする。

（指定事業者の責務）

第20条 指定事業者は、市長から指定事業者による利用者へのサービス提供に関して報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

2 指定事業者は、市長から指定事業者による利用者へのサービス提供に関して調査を求められた場合は、指定事業者が保管するサービス提供記録等を開示するなど、調査に応じるものとする。

（市長による事業者への改善指導）

第21条 市長は、指定事業者によるサービス提供の実施状況について、改善する必要があると認める場合は、当該指定事業者に対し、改善指導をすることができる。

（指定事業者の指定）

第22条 サービスを実施しようとする者は、市長による指定事業者の指定を受けるものとする。

2 指定事業者については、事業所ごとに指定するものとする。

3 指定事業者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、市長が、特別な理由があると認める者は、第1号の要件を要しないものとする。

（1） 基準省令に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者で、かつ、居宅介護又は重度訪問介護の障害福祉サービスの事業を行っていること。

（2） 第17条から第20条までの規定を遵守するとともに、サービスが適切で安定的に提供できる体制にあること。

4 指定事業者の指定を受けようとする場合の市長への申請は、次に掲げる書類を添付した糸満市障害者等移動支援事業指定事業者指定申請書（様式第4号）による。

（1） 指定障害福祉サービス事業者指定通知書（写し）

（2） 障害福祉サービス事業等開始届出書（写し）

（3） 事業所の管理者氏名、経歴及び住所に関する事項

（4） 事業所のサービス提供責任者又はサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所に関する事項

（5） サービスを実施する事業所の平面図等

（6） 事業所の安定的確保に関する帳票（賃貸借契約書の写し等）

（7） 事業所の運営規程

（8） 職員の勤務体制及び雇用形態に関する事項

（9） サービス利用予定者への重要事項説明書（写し）

（10） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

5 市長は、前項の申請を受理した後に、指定の適否を決定し、指定事業者として指定した場合は、糸満市障害者等移動支援指定事業者指定書（様式第5号）により、通知するものとする。

6 市長は、指定事業者として指定した場合は、当該事業者を糸満市指定移動支援サービス事業者登録簿（様式第6号）に登載するものとする。

7 第6項に規定する指定事業者の指定有効期間は、当該決定した日の属する月から起算して72月以内とする。

（指定内容の変更等）

第23条 指定事業者は、指定内容に変更があった場合又は指定に係る事業を廃止、休止若しくは再開した場合は、糸満市指定移動支援サービス事業者変更等届出書（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（指定の取消し）

第24条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定事業者の指定を取り消すことができる。

（1）指定要件である指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消された場合

（2）第17条から第20条までの規定を逸脱した場合

（3）利用者へのサービス提供が困難な状況である場合

（雑則）

第25条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

（施行のための準備）

2 この告示による決定及び変更、その他必要な準備行為については、前項に規定する施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この告示の施行の際に現に糸満市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年糸満市告示第69号）第6条の規定により事業の承認決定を受けている者に関しては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）
各障害種別における対象要件

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	次のいずれかに該当し、勘案事項調査にてサービスの必要性が認められたもの (1) 視覚障害者 身体障害者手帳を所持し、視覚障害の障害等級が 1 級又は 2 級であるもの (2) 全身性障害者 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害等級が 1 級又は 2 級であるもの
知的障害者（児）	療育手帳を所持しており、勘案事項調査にてサービスの必要性が認められたもの
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳を所持しており、勘案事項調査にてサービスの必要性が認められたもの
難病者（児）	法に規定する難病に罹患しており、勘案事項調査にてサービスの必要性が認められたもの

別表第 2（第 5 条関係）

移動支援事業 利用上限（1 か月あたり）

障害種別	介護者の状況	
	介護力が弱い世帯	一般世帯
視覚障害者（児） （身体障害者手帳 1 級）	3 2 時間	2 3 時間
視覚障害者（児） （身体障害者手帳 2 級）	2 3 時間	1 6 時間
四肢に障害のある肢体不自由者（児） （身体障害者手帳 1、2 級）	1 8 時間	1 2 時間
知的障害者（児）	1 8 時間	1 2 時間
精神障害者（児）	1 8 時間	1 2 時間
難病者（児）	1 8 時間	1 2 時間

備考

- 1 この表において、介護者とは利用決定障害者等が属する世帯の 1 8 歳以上の家族をいう。
- 2 この表において、介護力が弱い世帯とは次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - （1）障害者のみの世帯又は障害者と高齢者（6 5 歳以上）のみの世帯
 - （2）前号に該当する世帯と同等に、介護力が弱いと市長が認めた世帯
- 3 この表において、一般世帯とは前項に該当しない世帯をいう。

別表第 3（第 1 2 条関係）

基準単価表（身体介護を伴わない）

利用時間	サービス費(円)			
	日中帯 8時～18時	夜間帯 18時～22時	深夜帯 22時～6時	早朝帯 6時～8時
3 0 分以下	750	940	1, 130	940
3 0 分を超え 1 時間以下	1, 500	1, 880	2, 250	1, 880
1 時間を超え 1 時間 3 0 分以下	2, 250	2, 810	3, 380	2, 810
1 時間 3 0 分を超え 2 時間以下	3, 000	3, 750	4, 500	3, 750
2 時間を超え 2 時間 3 0 分以下	3, 750	4, 690	5, 630	4, 690
2 時間 3 0 分を超え 3 時間以下	4, 500	5, 630	6, 750	5, 630
3 時間を超え 3 時間 3 0 分以下	5, 250	6, 560	7, 880	6, 560
3 時間 3 0 分を超え 4 時間以下	6, 000	7, 500	9, 000	7, 500
4 時間を超え 4 時間 3 0 分以下	6, 750		10, 130	
4 時間 3 0 分を超え 5 時間以下	7, 500		11, 250	
5 時間を超え 5 時間 3 0 分以下	8, 250		12, 380	
5 時間 3 0 分を超え 6 時間以下	9, 000		13, 500	
6 時間を超え 6 時間 3 0 分以下	9, 750		14, 630	
6 時間 3 0 分を超え 7 時間以下	10, 500		15, 750	
7 時間を超え 7 時間 3 0 分以下	11, 250		16, 880	
7 時間 3 0 分を超え 8 時間以下	12, 000		18, 000	
8 時間を超え 8 時間 3 0 分以下	12, 750			
8 時間 3 0 分を超え 9 時間以下	13, 500			
9 時間を超え 9 時間 3 0 分以下	14, 250			
9 時間 3 0 分を超え 1 0 時間以下	15, 000			

備考

- 1 原則として、利用できる時間帯は、日中帯又は夜間帯とする。
- 2 緊急時の病院受診や、家族の入院付き添いなどやむを得ない場合は、早朝帯又は深夜帯の利用ができるものとする。

別表第４（第１２条関係）
基準単価表（身体介護を伴う）

利用時間	サービス費(円)			
	日中帯 8時～18時	夜間帯 18時～22時	深夜帯 22時～6時	早朝帯 6時～8時
30分以下	1,300	1,630	1,950	1,630
30分を超え1時間以下	2,600	3,250	3,900	3,250
1時間を超え1時間30分以下	3,900	4,880	5,850	4,880
1時間30分を超え2時間以下	5,200	6,500	7,800	6,500
2時間を超え2時間30分以下	6,500	8,130	9,750	8,130
2時間30分を超え3時間以下	7,300	9,130	10,950	9,130
3時間を超え3時間30分以下	8,100	10,130	12,150	10,130
3時間30分を超え4時間以下	8,900	11,120	13,350	11,120
4時間を超え4時間30分以下	9,700		14,550	
4時間30分を超え5時間以下	10,500		15,750	
5時間を超え5時間30分以下	11,300		16,950	
5時間30分を超え6時間以下	12,100		18,150	
6時間を超え6時間30分以下	12,900		19,350	
6時間30分を超え7時間以下	13,700		20,550	
7時間を超え7時間30分以下	14,500		21,750	
7時間30分を超え8時間以下	15,300		22,950	
8時間を超え8時間30分以下	16,100			
8時間30分を超え9時間以下	16,900			
9時間を超え9時間30分以下	17,700			
9時間30分を超え10時間以下	18,500			

備考

- 原則として、利用できる時間帯は、日中帯又は夜間帯とする。
- 緊急時の病院受診や、家族の入院付き添いなどやむを得ない場合は、早朝帯又は深夜帯の利用ができるものとする。
- この表において、身体介護を伴うとは、歩行、移動、排便、移乗、排尿又は食事のうち1以上の行動に「利用者の身体に触れる支援」が必要な状態にあることをいう。